

# 本校における「いじめの防止」・「いじめに対する措置」について

2014年 3月 策定

2019年10月 改訂

名古屋女子大学中学校高等学校 生徒部

2013年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」、10月11日 文部科学大臣決定の「いじめ防止基本方針」に基づき、本校における「いじめ防止」・「いじめに対する措置」について、以下の通り策定する。

(参考資料：文部科学省初等中等教育局 『学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』)

## 1. いじめの防止

### ① 基本方針

- ・「いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という前提で、生徒の尊厳を守り、生徒をいじめに向かわせないために全教職員がいじめの未然防止に努める。
- ・「いじめが起きにくい風土や環境づくり」に努める。
  - a 周囲の友人や教職員との信頼できる関係作り
  - b 規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団作り
  - c 生徒の、集団の一員としての自覚や自信を育みながらの社会性や協調性の伸張

### ② いじめ防止のための措置

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
  - a 集会や学級活動での働きかけ
    - ・「いじめの定義」の周知

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(『いじめ防止対策推進法 第2条より』)

- b 道徳やHRを始めとした日々の生活の中での指導
  - ・「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心を持つ」
  - ・「友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う」
  - ・「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」
  - ・「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ」
  - ・「人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間とし

て生きること喜びを見いだすように努める」

- ・「自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める」
- ・「学級や学校の一員としての自覚を持ち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する」

〔中学校 学習指導要領 第3章 道徳 第2 内容〕 より）

- ・「いじめられる側にも問題がある」という周囲の認識や発言は、いじめを容認することにつながり、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることにつながることを教職員・生徒ともに自覚する。

### ③ 早期発見への取り組み

#### a. 日常的な観察

- ・日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候が示すサインを見逃さないようにする。

#### b. アンケートの実施

- ・「学校生活アンケート」（7月・12月）、「h y p e r - Q U（学校生活における生徒の意欲や満足感、および学級集団の状態を測定するアンケート）」（5月、10月）を通して、生徒から発信されるシグナルを早期にキャッチするとともに、生徒個々への対応、また、学級集団づくりに活用する。

#### c. 緊急的なアンケート調査

- ・重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

#### d. 教育相談

- ・いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・生徒が担任以外の教職員、スクールカウンセラーにも相談しやすい環境作りに努める。

## 2. いじめに対する措置

### ① 基本方針

- ・いじめについての発見や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

#### いじめに対応する組織

・校長 教頭 生徒部（部長・主任） 学級担任・学年主任を中心とした学年団  
生徒部教員 養護教諭 スクールカウンセラー

- ・加害生徒・被害生徒の保護者
- ・加害生徒・被害生徒の友人

以上のメンバーが有機的に結びつき、連携をし、被害・加害生徒を支援する

- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。（被害生徒への謝罪のみに主眼を置くのではなく、加害生徒の社会性の向上、人格の形成に主眼を置いた指導を行う）
- ・教職員全体の共通理解の下、保護者の協力も得ながら対応にあたる。

### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で速やかに行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴するとともにいじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。



- ・学級担任と学年主任を中心に、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどしていじめの有無の確認を行う。事実確認の結果は生徒部長・教頭・校長に報告するとともに、いじめであるかどうかの認定を行う。



- ・いじめであると認められた場合、被害・加害生徒への支援に入るとともに、保護者への連絡、支援を行う。

### ★ いじめられた生徒、またはその保護者への支援

- ・事実関係の聴取を行う。

※いじめられた生徒にも非がある、という考え方はあってはならず、被害生徒の自尊感情を高めるよう留意する。

- ・事情聴取をした日のうちに保護者に事実関係を伝える。

※被害生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを約束

※被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族など）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作ることを約束。

(例)・被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、必要に応じて、加害生徒を別室において指導したり、状況に応じて「出席停止制度」を活用するなど、被害生徒が落ち着いて教育が受けられる環境の確保を図る。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラー・養護教諭にも協力を仰ぐ。

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意・観察を行い、被害生徒に折に触れ声かけをし、近況を確認、保護者にも学校での様子を報告するなど本人・保護者にも安心感を与える。

※被害生徒・加害生徒の保護者同士が直接接するのではなく、教職員が間に立つ。

### ★ いじめた生徒、またはその保護者への支援

- ・事実関係の聴取を行った後、保護者に連絡をし、来校いただく。

- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ・いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体などを脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任の重さを自覚させるとともに強く反省を求める。

- ・加害生徒がいじめをするに至った背景も把握し、二度と繰り返さないために何をすべきかを生徒だけではなく教職員・保護者ともに考え、行動に移す。

- ・加害生徒に支援後、心理的な孤立感・疎外感を抱かせないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、毅然とした対応をする。

- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

※学校教育法における懲戒…退学・停学・訓告のほか、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割り当て、文書指導などがある。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめの解決とは、加害生徒が被害生徒に謝罪をすれば終わるものではなく、双方の関係の修復を経て、それを取り巻く集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。それを実現させるよう、集団への協力体制を確立することを目指す。

④ ネットいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
  - ※名誉毀損やプライバシー侵害などがあった場合はプロバイダに対して速やかに削除依頼をする。
- ・早期発見の観点から、学校としても折に触れ、ネットパトロール（裏サイトなどのチェックなど）を実施する。